

2023年度下半期愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 食料品価格等の物価高騰に伴う子ども食堂の負担軽減のため、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 支援金の交付を受けることのできる者は、県内の子ども食堂を運営する者（以下「運営者」という。ただし、市町村を除く。）であって、運営する子ども食堂について、2023年10月1日から2024年1月31日までの間で2か月に1回以上の頻度で開催実績があり、2024年2月1日から同年3月31日までの間に1回以上の開催予定のある者とする。なお、対面での開催が困難な場合に代替として実施するフードパントリー及び弁当配布については開催実績及び開催予定に含めることができる。

2 申請に必要な開催実績及び開催予定回数は、別表1のとおりとする。

(対象期間)

第3条 支援金の対象期間は、2023年10月1日から2024年3月31日までの開催分とする。

(交付額)

第4条 支援金は、子ども食堂1か所につき開催回数に応じて定額で交付するものとし、その交付額は別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする運営者は、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付申請書（請求書）（様式第1）（以下「申請書」という。）及び愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金の申請に関する誓約書（様式第2）（以下「誓約書」という。）を、子ども食堂1か所ごとに知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、申請書及び誓約書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

2 交付の決定及びその通知は、支援金を交付すべきものと認めた運営者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を運営者からの請求書とみなす。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでない認められたときは、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 愛知県補助金等交付規則第13条に定める実績報告は、申請書及び誓約書をも

って代えるものとする。

(決定の取消し等)

第8条 知事は、支援金の交付をした場合において、運営者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが
適当でないと認められた場合

(調査)

第9条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた運営者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2023年12月20日から施行し、2023年10月1日から適用する。

この要綱は、2024年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第2条関係）

各期間における、所定の開催回数をすべて満たすこと。

期間	実績・予定 の別	申請に必要な回数
2023年10月1日から11月30日まで	実績	1回以上*
2023年12月1日から2024年1月31日まで	実績	1回以上
2024年2月1日から3月31日まで	予定	1回以上

* 2023年12月1日から2024年1月31日までに新規開設した子ども食堂に限っては、2023年10月1日から11月30日までの開催実績は不要とする。

別表2（第4条関係）

区分	開催回数	交付額
A	週1回以上	130,000円
B	週1回未満	70,000円

備考

1 開催回数については、2023年10月1日から2024年1月31日までの開催実績が16回以上である場合、区分Aを適用する。

なお、子ども食堂の開設年月日が同年10月8日以降である場合は、次の計算により求められた回数以上である場合に、区分Aを適用する。

$$16 \text{ 回} - \left[\begin{array}{l} \text{「10月1日から子ども食堂の開設年月日までの日数」} \div 7 \\ \text{（開設当日は不算入）（1未満は切り捨て）} \end{array} \right]$$

（例）11月10日に1回目開催の場合

$$16 \text{ 回} - (40 \text{ 日間} \div 7) = 16 - 5 = 11 \text{ (11回以上の場合、区分Aを適用)}$$

2 上記1に関わらず、以下のアまたはイに該当する場合は区分Bを適用する。

ア 2024年2月1日から同年3月31日までの開催予定回数が7回以下である場合

イ 2023年10月1日から2024年1月31日までの開催実績と、2024年2月1日から3月31日までの開催予定の合計回数が、24回以下である場合

3 同日に複数回の子ども食堂を開催する場合であっても、「1回」と取り扱うものとする。